

各 位

会社名 イ ビ デ ン 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 竹 中 裕 紀
 (コード：4062 東証、名証第1部)
 問合せ先 経営企画本部 社長室 経営企画 G
 グループマネージャー 廣瀬 康人
 (TEL. 0584-81-7973)

当社取締役及び執行役員に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ

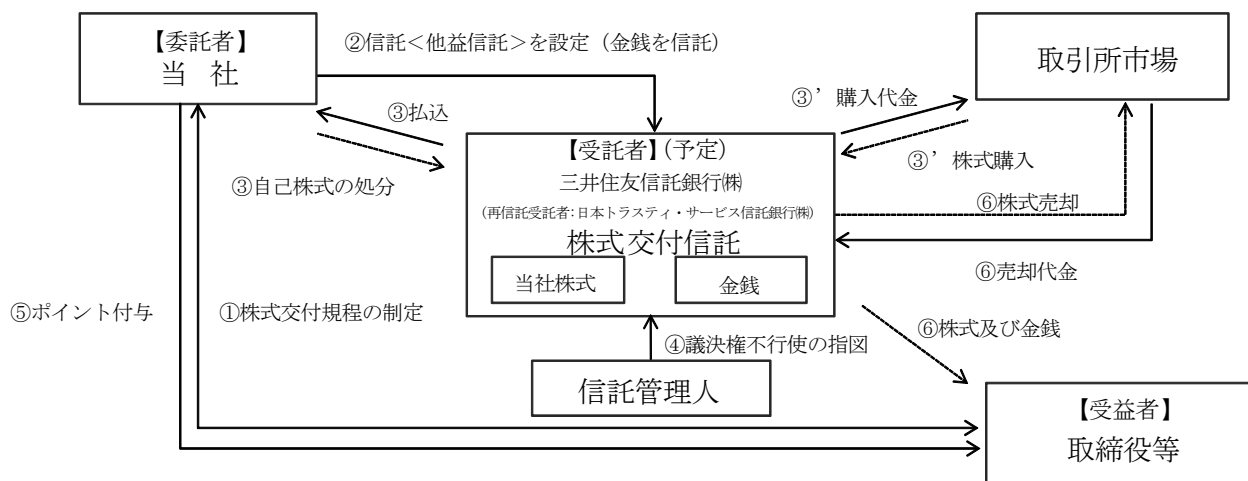
当社は、本日付で別に公表しました「監査等委員会設置会社への移行」に合わせて、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対し、当社の株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にする目的で、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入の検討を進めることを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更する可能性があります。本制度の詳細については、後日開催する取締役会において改めて決議し、取締役に対する本制度導入については平成 29 年 6 月 16 日開催予定の第 164 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議する予定です。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、当社の株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを、株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社から独立している者として）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

（ご参考：本信託の概要）（予定）

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：取締役等のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

※ 上記内容は現時点での検討内容であり、今後の検討状況によっては変更する可能性があります。

以 上